

6 報告書の提出、台帳の整備等

勸告	説明図表番号
<p>補助事業者は、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の定め及び補助金の交付の目的に従って誠実に事業を行うように努めなければならないとされている（補助金適正化法第3条第2項）。</p> <p>また、補助事業者は、法令の定め、補助金の交付の決定の内容、条件（交付要綱等に従う旨の条件）等に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならないとされている（補助金適正化法第11条）。</p> <p>しかしながら、調査対象18事業のうち8事業（環境省5事業、国土交通省3事業）（注）において、以下のとおり、補助事業者が交付要綱等の規定を十分理解しておらず、また、補助金交付主体の各省の指導及び確認が十分でないことから、交付要綱等が遵守されず、各種報告書が未提出、必要な台帳が未整備等の事例がみられた。</p> <p>（注）環境省の5事業は、①「地域グリーンニューディール基金事業」（平成23年度限りで廃止）、②「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」（平成25年度限りで廃止）、③「特殊自動車における低炭素化促進事業」（平成26年度限りで廃止）、④「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」及び⑤「温泉エネルギー活用加速化事業」である。国土交通省の3事業は、⑥「地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進」、⑦「環境対応車普及促進対策」及び⑧「モーダルシフト等推進事業」である。</p> <p>i) 補助事業者は、交付要綱等に基づき各省に各種報告書を提出する必要があるが、未提出のもの、提出期限を遅延して提出されたものなどが4事業（注）で21事例みられた。</p> <p>（注）環境省の上記①、②及び④、並びに国土交通省の上記⑧の事業</p> <p>ii) 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備となっているものなどが6事業（注）で19事例みられた。</p> <p>（注）環境省の上記②、③、④及び⑤、並びに国土交通省の上記⑥及び⑦の事業</p> <p>iii) 交付要綱等に基づき、補助事業者が整備した設備に当該補助事業により整備した旨を明示する必要があるが、明示されていないものが2事業（注）で2事例みられた。</p> <p>（注）環境省の上記②及び⑤の事業</p>	<p>表6-①</p> <p>表6-②</p> <p>表6-③</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、環境省及び国土交通省は、以下の補助事業について、補助事業者に対し、交付要綱等に基づく各種報告書類の提出、必要な台帳の整備等の適切な措置を講じさせること。</p> <p>なお、当該事業に引き続いてエネルギー起源CO₂の排出削減に資する同種類別の事業を行う場合も同様である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域グリーンニューディール基金事業（環境省） ・ 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業（環境省） ・ 特殊自動車における低炭素化促進事業（環境省） 	

<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業（環境省）・ 温泉エネルギー活用加速化事業（環境省）・ 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進（国土交通省）・ 環境対応車普及促進対策（国土交通省）・ モーダルシフト等推進事業（国土交通省）	
---	--

表 6-1① 交付要綱等に基づき補助事業者が事業実施主体である各省に提出すべき報告書類が未提出、提出が遅延又は提出されているが内容が不適切である事例（集計表）

府省	事業名	報告書類名	調査対象者数	(事例)			計
				未提出 (該当事例)	提出遅延 (該当事例)	内容不適切 (該当事例)	
環境省	地域グリーンニューディール基金事業 [表 6-1①-i 参照]	基金事業計画書 (各年度)	10	1 (事例番号①)	0	0	4
		基金事業状況報告書		1 (事例番号①)	0	0	
		基金事業計画変更書		1 (事例番号②)	0	0	
		温室効果ガス削減量等報告書		0	0	1 (事例番号②)	
国土交通省	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業 [表 6-1①-ii 参照]	事業報告書	22	6 (事例番号①～⑥)	6 (事例番号⑥～⑩)	2 (事例番号⑩、⑪)	14
		利用状況報告書		1	0	0	
国土交通省	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業 [表 6-1①-iii 参照]	輸送状況報告書	54	0	2	0	2
		モーターシフト等推進事業 [表 6-1①-iv 参照]		10	8	3	
計			94	10	8	3	21

(注) 未定出、提出遅延又は内容不適切の複数に該当するものについては、それぞれ計上している。

表 6-①-i 交付要綱等に基づき補助事業者が事業実施主体である各省に提出すべき報告書類が未提出又は提出されているが内容が不適切である事例（地域グリーンニューディール基金事業）

府省	環境省
事業名	地域グリーンニューディール基金事業
調査結果	<p>本事業では、都道府県は、環境省が定める実施要領に基づき、事業開始年度に、同省に対して、「地域グリーンニューディール基金事業計画書（全体）」及び「地域グリーンニューディール基金事業計画書（各年度）」を提出し、確認を受けなければならない。後者は、毎事業年度の開始前に、環境省に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>これらの計画書には、個別の事業が列記されており、これ以外の事業を実施するためには、「地域グリーンニューディール基金事業計画変更書」を環境省に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>また、各年度の事業を終えた都道府県は、翌年度当初に「地域グリーンニューディール基金事業状況報告書」を環境省に提出しなければならない。全ての事業が終了したときは、「地域グリーンニューディール基金事業実績報告書」を環境省に提出しなければならない。</p> <p>これらの報告書には、計画書に個別列記された事業ごとにCO₂排出削減効果などが記載されている。</p> <p>さらに、環境省では、本事業の成果を把握するため、不定期に、都道府県に対して、「温室効果ガス削減量等報告書」の提出を求め、CO₂排出削減効果（実績）等を把握している。</p> <p>しかし、以下のとおり、これらの報告書類が提出されていないなどの事例が実地調査をした10道県中2県においてみられた。</p>
事例番号	事例の内容
①	<p>鳥取県は、平成21年度に、892,318千円の補助金を受けて基金を造成し、同年度から23年度にかけて、地方公共団体の施設に省エネルギー設備を導入する事業等を実施している。</p> <p>しかし、同県は、i)平成23年度分の「地域グリーンニューディール基金事業計画書（各年度）」、ii)平成22年度分の「地域グリーンニューディール基金事業状況報告書」をいずれも環境省に提出していない。</p> <p>また、同県は、「地域グリーンニューディール基金事業計画書（全体）」に記載されていない次の2事業を、「地域グリーンニューディール基金事業計画変更書」を提出して環境省の確認を得ることなく、実施している。</p> <p>i) 間接補助事業者（湯梨浜町）が、平成23年度に、鳥取県が造成した基金から14,616千円の補助金を受けて、幼保一体化施設に太陽光発電設備（9.72kw）と太陽光発電装置を備えた街路灯2基を導入</p> <p>ii) 鳥取県が、平成23年度に、基金から10,112千円を拠出し、同県の出先機関及び老人福祉施設にLED照明を導入</p> <p>以上のことから、同県が実施した事業についての的確に効果検証ができない</p>

	<p>状況となっている。</p> <p>② 徳島県は、平成 21 年度に、892,930 千円の補助金を受けて基金を造成し、同年度から 23 年度にかけて、地方公共団体の施設に省エネルギー設備を導入する事業等を実施している。</p> <p>しかし、その事業成果について、同県が平成 25 年度に環境省に提出した「温室効果ガス削減量等報告書」には、CO₂排出削減量の実績を一部しか記載していない事業 (i)、ii)、vii) の 3 事業) 及びCO₂排出削減量の実績を全く記載していない事業 (iii)、iv)、v)、vi)、viii) の 5 事業) があり、的確に効果検証ができない状況となっている。</p> <p>i) 間接補助事業者 (松茂町) が、基金による 9,976 千円の補助を受けて、平成 21 年度から 23 年度にかけて、LED型防犯灯 156 基及び省エネ型防犯灯 75 基を導入した事業</p> <p>ii) 間接補助事業者 (東みよし町) が、基金による 8,188 千円の補助を受けて、平成 22 年度に、公共施設に太陽光発電設備 (4.8kw) 及びLED照明 39 台を導入した事業</p> <p>iii) 徳島県が、基金から 29,137 千円を拠出し、平成 21 年度及び 22 年度に、公共施設に太陽光発電設備 (18kw) 及び風力発電設備 (1kw) を導入した事業</p> <p>iv) 徳島県が、基金から 18,971 千円を拠出し、平成 21 年度及び 22 年度に、公共施設に太陽光発電設備 (9kw)、太陽光発電装置付LED外灯 5 基及び風力発電設備 (1kw) を導入した事業</p> <p>v) 徳島県が、基金から 153,654 千円を拠出し、平成 21 年度から 23 年度にかけて、複数の民間企業、NPO法人等に対し、太陽光発電設備等の整備に対する補助を実施した事業</p> <p>vi) 徳島県が、基金から 36,013 千円を拠出し、平成 22 年度に、公共施設に太陽光発電設備 (10kw) 及び水力発電設備 (1kw) を導入した事業</p> <p>vii) 徳島県が、基金から 29,964 千円を拠出し、平成 22 年度及び 23 年度に、農業に関する研究施設に太陽光発電設備 (10kw) 及びヒートポンプ式空調システムを導入した事業 (表 4-(2)-②中の事例番号③参照)</p> <p>viii) 徳島県が、基金から 19,584 千円を拠出し、平成 23 年度に、保健所に太陽光発電設備 (5kw)、電気自動車充電設備及びLED照明 48 台を導入した事業</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表 6-①-ii 交付要綱等に基づき補助事業者が事業実施主体である各省に提出すべき報告書類が未提出、提出が遅延又は提出されているが内容が不適切である事例
(小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業)

府省	環境省
事業名	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業
調査結果	<p>本事業では、補助事業者は、実施要領に基づき、設備の使用開始の日から当該年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、毎年度、各年度のCO₂排出削減効果(実績)を記載した事業報告書を環境省地方環境事務所に提出することとされている。</p> <p>しかし、別表のとおり、事業報告書が提出されていないなどの事例が、実地調査をした22補助事業者中11事業者においてみられ、事業の効果検証を的確にできない状況となっている。</p> <p>1 事業報告書が提出されていないもの 6事例<事例番号①～⑥> 2 事業報告書の提出が遅延しているもの 6事例<事例番号⑥～⑪> 3 事業報告書の内容に不備があるもの 2事例<事例番号⑩⑪></p>

(注) 当省の調査結果による。

別表 事業報告書が未提出であるもの等

No.	補助事業者	事業年度 (平成)	補助額 (千円)	導入設備等	未提出等の内容
①	大田原市	21	15,336	保育園及び公共施設に太陽光発電設備	事業報告書(23年度分及び24年度分)を未提出
②	日光市	23	25,357	温浴施設に太陽光発電設備	事業報告書(24年度分)を未提出
③	堺市	21	11,028	運動施設に太陽光発電設備	事業報告書(21年度分)を未提出
④	大阪市	21	11,518	清掃工場に太陽光発電設備	事業報告書(21年度分)を未提出
⑤	泉大津市	22	24,533	庁舎に太陽光発電設備	事業報告書(22年度分)を未提出
⑥	板野町	21	11,112	温浴施設に循環型加温機能付業務用エコキョウト	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書(21年度分)を未提出 事業報告書(22年度分)を4か月遅れで提出 事業報告書(23年度分)を1か月遅れで提出 事業報告書(24年度分)を4か月遅れで提出
⑦	十日町市	22	16,842	保育園に地中熱利用による床暖房設備	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書(23年度分)を1年5か月遅れで提出 事業報告書(24年度分)を5か月遅れで提出
⑧	蟹江町	21	7,429	給食センターに、バイオデゾーゼル精製設備及び太陽光発電設備	事業報告書(24年度分)を6か月遅れで提出
⑨	庄原市	21	7,491	木質ペレット製造工場に太陽光発電設備	事業報告書(23年度分)を1か月遅れで提出
⑩	津和野町	22	40,464	温浴施設に木質バイオマスボイラー	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書(24年度分)を8か月遅れで提出 事業報告書(24年度分)所定の記載事項のうち、「⑥今後の取組」及び「⑦事業による波及効果」欄が欠落
⑪	奥出雲町	23	23,994	温浴施設に木質バイオマスボイラー	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書(24年度分)を1か月遅れで提出 事業報告書(24年度分)所定の記載事項のうち、「⑥今後の取組」及び「⑦事業による波及効果」欄が欠落

表 6-①-iii 交付要綱等に基づき補助事業者が事業実施主体である各省に提出すべき報告書類が未提出の事例（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）

府省	環境省
事業名	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業
調査結果	<p>本事業では、補助事業の適正な管理のため、平成 22 年度以前の採択事業については公募要領、23 年度以降の採択事業については実施要領及び公募要領に基づき、補助事業者は、設備の使用開始の日から当該年度の 3 月末までの期間及びその後の 3 年間の期間について、当該設備の利用状況や CO₂ 排出削減効果などについて、「利用状況報告書」として、環境省に報告すべきこととされている。</p> <p>しかし、調査をした 8 補助事業者中 1 補助事業者は、平成 21 年度に、52,261 千円の補助金を受けて、廃棄物燃料製造に係る設備を導入したが、当省の現地調査時点で 24 年度分までの利用状況報告書を全く提出しておらず、事業の効果検証を的確にできない状況となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 6-①-iv 交付要綱等に基づき補助事業者が事業実施主体である各省に提出すべき報告書類の提出が遅延している事例（モーダルシフト等推進事業）

府省	国土交通省														
事業名	モーダルシフト等推進事業														
調査結果	<p>本事業の平成 24 年度の実施要領では、当該事業が補助対象期間終了後も継続されていることを確認するため、補助対象期間満了の日の翌月から 6 か月間、機器等導入経費に対する補助金の交付を受けた者は、同 1 年間の補助対象事業に係る輸送状況を輸送状況報告書によって報告することとしており、同報告書は当該報告対象期間満了の日から 30 日以内に報告することとされている。</p> <p>しかし、表のとおり、輸送状況報告書の提出が遅延しているものが、調査した 54 補助事業者中 2 補助事業者でみられた。</p> <p>表 輸送状況報告書の提出が遅延しているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助事業者</th> <th>輸送状況報告書の提出期限</th> <th>実際の提出月</th> <th>遅延月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成 25 年 9 月</td> <td>25 年 12 月</td> <td>3 か月</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成 25 年 9 月</td> <td>26 年 1 月</td> <td>4 か月</td> </tr> </tbody> </table>			補助事業者	輸送状況報告書の提出期限	実際の提出月	遅延月数	A	平成 25 年 9 月	25 年 12 月	3 か月	B	平成 25 年 9 月	26 年 1 月	4 か月
補助事業者	輸送状況報告書の提出期限	実際の提出月	遅延月数												
A	平成 25 年 9 月	25 年 12 月	3 か月												
B	平成 25 年 9 月	26 年 1 月	4 か月												

(注) 当省の調査結果による。

表 6-② 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要がある補助金関係書類が未整備又は整備されているが内容が不適切である事例
(集計表)

府省	事業名	整備すべき書類名	調査対象者数	(事例)		
				未整備 (該当事例)	内容不適切 (該当事例)	計
環境省	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業 [表 6-②-i 参照]	補助金調書	22	3	0	3
		取得財産等管理台帳	14	5 (事例番号②)	0	5
	特殊自動車における低炭素化促進事業 [表 6-②-ii 参照]	収支簿	14	1 (事例番号①)	0	1
		取得財産等管理台帳	8	1 (事例番号①)	1 (事例番号②)	2
国土交通省	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業 [表 6-②-iii 参照]	取得財産等管理台帳	6	3	0	3
		取得財産等管理台帳	7	1	0	1
	温泉エネルギー活用加速化事業 [表 6-②-iv 参照]	収支を明らかにした帳簿	19	4	0	4
		収支を明らかにした帳簿	92	18	1	19
計						

(注) 未整備又は内容不適切の両方に該当する者については、それぞれ計上している。

表 6-②-i 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備の事例（小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業）

府省	環境省				
事業名	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業				
調査結果	<p>本事業では、補助事業者は、交付要綱に基づき、補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、補助金調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならないとされている。</p> <p>しかし、22 補助事業者を対象に、補助金調書が適切に作成・保管されているかどうかについて調査したところ、以下の3 補助事業者において、補助金調書の作成・保管が行われていない事例がみられた。</p> <p>なお、この3 補助事業者全てについて、本調査の途上において改善措置がとられた。</p>				
	番号	補助事業者	事業年度 (平成)	補助額 (千円)	導入設備等
	①	三次市	21	6,606	保育所に地中熱利用ヒートポンプ
	②	津和野町	22	40,464	温浴施設に木質バイオマスボイラー
	③	奥出雲町	23	23,994	温浴施設に木質バイオマスボイラー

(注) 当省の調査結果による。

表 6-②-ii 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備又は整備されているが内容が不適切である事例（特殊自動車における低炭素化促進事業）

府省	環境省																										
事業名	特殊自動車における低炭素化促進事業																										
調査結果	<p>事例①</p> <p>本事業では、補助事業者は、交付要綱に基づき、補助事業の経費についての収支簿及び支出内容を証する書類を整備し、事業完了後5年間保管しておかなければならないとされている。</p> <p>しかし、14補助事業者中1補助事業者において、平成23年度に1,500千円の補助金を受けてハイブリッド・オフロード車を1台導入したが、収支簿及び支出内容を証する書類を保管していない事例がみられた。</p> <p>事例②</p> <p>本事業では、補助事業者は、交付要綱に基づき、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならないこととされている。</p> <p>しかし、14補助事業者を対象に、取得財産等管理台帳が適切に整備されているかどうかについて調査したところ、以下の5補助事業者において、独自の様式で整備されている例はあるものの、交付要綱で定める取得財産等管理台帳が整備されていない事例がみられた。</p> <table border="1" data-bbox="368 1079 1422 1350"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事業年度 (平成)</th> <th>補助額 (千円)</th> <th>導入設備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>23</td> <td>1,500</td> <td>ハイブリッド・オフロード車1車両</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>23</td> <td>1,500</td> <td>ハイブリッド・オフロード車1車両</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>23</td> <td>1,500</td> <td>ハイブリッド・オフロード車1車両</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>24</td> <td>1,300</td> <td>ハイブリッド・オフロード車1車両</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>24</td> <td>550</td> <td>ハイブリッド・オフロード車1車両</td> </tr> </tbody> </table>			番号	事業年度 (平成)	補助額 (千円)	導入設備等	①	23	1,500	ハイブリッド・オフロード車1車両	②	23	1,500	ハイブリッド・オフロード車1車両	③	23	1,500	ハイブリッド・オフロード車1車両	④	24	1,300	ハイブリッド・オフロード車1車両	⑤	24	550	ハイブリッド・オフロード車1車両
番号	事業年度 (平成)	補助額 (千円)	導入設備等																								
①	23	1,500	ハイブリッド・オフロード車1車両																								
②	23	1,500	ハイブリッド・オフロード車1車両																								
③	23	1,500	ハイブリッド・オフロード車1車両																								
④	24	1,300	ハイブリッド・オフロード車1車両																								
⑤	24	550	ハイブリッド・オフロード車1車両																								

(注) 当省の調査結果による。

表 6-②-iii 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備又は整備されているが内容が不適切である事例（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）

府省	環境省	
事業名	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	
調査結果	<p>本事業では、補助事業者は、交付要綱に基づき、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならないとされている。</p> <p>しかし、8 補助事業者を対象に、取得財産等管理台帳が適切に整備されているかどうかについて調査したところ、以下のとおり、2 補助事業者において、取得財産等管理台帳が適切に整備されていない事例がみられた。</p> <p>① 取得財産等管理台帳が整備されていないもの 1 事例<事例番号①></p> <p>② 取得財産等管理台帳の記載が誤っているもの 1 事例<事例番号②></p>	
	事例番号	事例の内容
	①	本補助事業者は、平成 24 年度及び 25 年度に、44,733 千円の補助金を受けて、廃棄物燃料製造に係る設備を導入したが、事業年度ごとに備えなければならない取得財産等管理台帳について、24 年度のものを用意していない。
	②	本補助事業者は、平成 23 年度及び 24 年度に、402,896 千円の補助金を受けて、廃棄物の焼却で発生する熱の高効率な回収に係る設備を導入したが、取得財産等管理台帳を備えているものの、ガス冷却用空気圧縮機の保有数を「4 基」と記載すべきところ、誤って「1 基」と記載している。

(注) 当省の調査結果による。

表 6-②-iv 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備の事例（温泉エネルギー活用加速化事業）

府省	環境省																		
事業名	温泉エネルギー活用加速化事業																		
調査結果	<p>本事業では、補助事業者は、交付要綱に基づき、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならないとされている。</p> <p>しかし、6 補助事業者を対象に、取得財産等管理台帳が適切に整備されているかどうかについて調査したところ、以下の 3 補助事業者において、独自の様式で整備されている例はあるものの、交付要綱で定める取得財産等管理台帳が整備されていない事例がみられた。</p> <table border="1" data-bbox="368 689 1406 882"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事業年度 (平成)</th> <th>補助額 (千円)</th> <th>導入設備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>23</td> <td>9,933</td> <td>温泉水を熱源とするヒートポンプ設備</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>22</td> <td>10,476</td> <td>温泉水を熱源とするヒートポンプ設備</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>22</td> <td>14,987</td> <td>温泉付随ガスのコージェネレーション設備</td> </tr> </tbody> </table>			番号	事業年度 (平成)	補助額 (千円)	導入設備等	①	23	9,933	温泉水を熱源とするヒートポンプ設備	②	22	10,476	温泉水を熱源とするヒートポンプ設備	③	22	14,987	温泉付随ガスのコージェネレーション設備
番号	事業年度 (平成)	補助額 (千円)	導入設備等																
①	23	9,933	温泉水を熱源とするヒートポンプ設備																
②	22	10,476	温泉水を熱源とするヒートポンプ設備																
③	22	14,987	温泉付随ガスのコージェネレーション設備																

(注) 当省の調査結果による。

表 6-②-v 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備の事例(地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進)

府省	国土交通省
事業名	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進
調査結果	<p>本事業では、補助事業者は、交付要綱に基づき、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、事業の完了後5年間保存しなければならないとされており、国土交通省は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿とは、申請書類等一式のこととしている。</p> <p>しかし、当省が7補助事業者を対象に、上記書類が適切に保存されているかどうかを調査したところ、1補助事業者で同帳簿を保存していない状況がみられた。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 6-②-vi 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備の事例（環境対応車普及促進対策）

府省	国土交通省																																																																					
事業名	環境対応車普及促進対策																																																																					
調査結果	<p>本事業では、補助事業者は、交付要綱に基づき、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、事業の完了後5年間保存しなければならないとされており、国土交通省は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿とは、申請書類等一式のこととしている。</p> <p>しかし、当省が19補助事業者を対象に、上記書類が適切に保存されているかどうかを調査したところ、下表のとおり4補助事業者において、同帳簿が保存されていない状況や、保存が確認できなかった状況がみられた。</p> <p>表 申請書類等一式の保存状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">書 類</th> <th colspan="2">四国運輸局</th> <th colspan="2">沖縄総合事務局</th> </tr> <tr> <th>a 補助事業者 (3台分)</th> <th>b 補助事業者 (3台分)</th> <th>c 補助事業者 (1台分)</th> <th>d 補助事業者 (3台分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 交付予定枠の申込書兼内定通知書</td> <td>所在不明</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 交付申請書兼実績報告書</td> <td>所在不明</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><必須添付書類></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 補助対象経費に係る請求書の写し</td> <td>所在不明</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>② 補助対象経費の支払いを証する書類</td> <td>所在不明</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③ 地方公共団体等の負担を証する書類</td> <td>所在不明</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④ 振込先調書</td> <td>所在不明</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤ 交付予定枠の内定通知書の写し</td> <td>所在不明</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥ 実績報告書の別紙</td> <td>所在不明</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦ 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類</td> <td>所在不明</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 交付決定及び額の確定通知書</td> <td>所在不明</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 補助金請求書</td> <td>所在不明</td> <td>所在不明</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「書類」欄の項目設定は、交付要綱等に基づき当局が設定した。 2 「○」は保存されていた書類、「×」は保存されていなかった書類をそれぞれ表す。</p>	書 類	四国運輸局		沖縄総合事務局		a 補助事業者 (3台分)	b 補助事業者 (3台分)	c 補助事業者 (1台分)	d 補助事業者 (3台分)	1 交付予定枠の申込書兼内定通知書	所在不明	○	○	○	2 交付申請書兼実績報告書	所在不明	○	○	○	<必須添付書類>					① 補助対象経費に係る請求書の写し	所在不明	○	○	×	② 補助対象経費の支払いを証する書類	所在不明	○	○	○	③ 地方公共団体等の負担を証する書類	所在不明	○	×	○	④ 振込先調書	所在不明	○	○	○	⑤ 交付予定枠の内定通知書の写し	所在不明	○	○	○	⑥ 実績報告書の別紙	所在不明	○	○	○	⑦ 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類	所在不明	○	○	○	3 交付決定及び額の確定通知書	所在不明	○	○	○	4 補助金請求書	所在不明	所在不明	○	○
書 類	四国運輸局		沖縄総合事務局																																																																			
	a 補助事業者 (3台分)	b 補助事業者 (3台分)	c 補助事業者 (1台分)	d 補助事業者 (3台分)																																																																		
1 交付予定枠の申込書兼内定通知書	所在不明	○	○	○																																																																		
2 交付申請書兼実績報告書	所在不明	○	○	○																																																																		
<必須添付書類>																																																																						
① 補助対象経費に係る請求書の写し	所在不明	○	○	×																																																																		
② 補助対象経費の支払いを証する書類	所在不明	○	○	○																																																																		
③ 地方公共団体等の負担を証する書類	所在不明	○	×	○																																																																		
④ 振込先調書	所在不明	○	○	○																																																																		
⑤ 交付予定枠の内定通知書の写し	所在不明	○	○	○																																																																		
⑥ 実績報告書の別紙	所在不明	○	○	○																																																																		
⑦ 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類	所在不明	○	○	○																																																																		
3 交付決定及び額の確定通知書	所在不明	○	○	○																																																																		
4 補助金請求書	所在不明	所在不明	○	○																																																																		

(注) 当省の調査結果による。

表 6-③ 交付要綱等に基づき補助事業者が行うべき補助事業により整備した旨の明示が行われていない事例

府省	事業名	調査対象者数	未実施	該当設備
環境省	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業	22	1	下水処理場に設置された太陽光発電設備（50kw）
	温泉エネルギー活用加速化事業	6	1	温泉付随ガスのコージェネレーション設備

(注) いずれの事業も、交付要綱において、導入した設備に環境省の補助事業により整備した旨を明示しなければならないとされている。

表 6-③- i 交付要綱等に基づき補助事業者が行うべき補助事業により整備した旨の明示が行われていない事例（小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業）

府省	環境省
事業名	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業
調査結果	<p>本事業では、補助事業者は、交付要綱に基づき、導入した設備に環境省の補助事業により整備した旨を明示しなければならないとされている。</p> <p>しかし、本補助事業者（更別村）は、平成 23 年度に、26,738 千円の補助金を受けて、下水処理場に太陽光発電設備（50kw）を導入したが、当該設備に環境省の補助事業により整備した旨の明示を行っていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 6-③- ii 交付要綱等に基づき補助事業者が行うべき補助事業により整備した旨の明示が行われていない事例（温泉エネルギー活用加速化事業）

府省	環境省
事業名	温泉エネルギー活用加速化事業
調査結果	<p>本事業では、補助事業者は、交付要綱に基づき、導入した設備に環境省の補助事業により整備した旨を明示しなければならないとされている。</p> <p>しかし、本補助事業者は、平成 23 年度に、10,230 千円の補助金を受けて、温泉付随ガスのコージェネレーション設備を導入したが、当該設備に環境省の補助事業により整備した旨の明示を行っていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。